

海口厝信用購買販売利用組合について

松田吉郎

はじめに

本稿は日本統治時代台湾の産業組合の一事例を検討しようというものである。海口厝信用購買販売利用組合は大正6年(1917)4月1日に有限責任海口厝信用組合として嘉義庁下海豊堡海口厝において創設された。大正9年(1920)の地方制度改革により、台南州虎尾郡海口庄という地名に変更した。当初は有限責任組合で出発し、後に保証責任組合となり、信用単営から購買販売利用を加えた四種兼営組合となった(1)。海口厝は虎尾郡の海岸部にある農業地域であり、同組合は台湾人経営の組合である。

海口厝地域の概況、同組合の沿革、経営内容、地域経済に果たした役割を以下検討しよう。

I. 海口厝の概況

虎尾郡は台南州北端に位置し、東、南は虎尾溪、旧虎尾溪により斗六、北港の二郡に接し、西は「支那海」(台湾海峡)にのぞみ、北は濁水溪で台中州との境界となり、東西31.4km、南北20.7kmである。その中で、海口庄は西端の海岸部に位置していた。虎尾郡の土地は概ね豊沃で、海口では砂丘もあった。港湾に乏しかったが、海口は古来、碇泊地として有名であり(2)、明治44年(1911)に築港問題で一時、海口が候補地として挙げられた(3)。

虎尾郡・海口庄の人口、内訳は昭和9年、虎尾郡134,785人(日本人2,785、台湾人131,432、朝鮮人25、中国人543)、海口庄21,605人(日本人198、台湾人21,302、朝鮮人0、中国人105)、昭和11年、虎尾郡145,735人(日本人3,577、台湾人141,307、朝鮮人35、中国人816)、海口庄25,222人(日本人66、台湾人25,133、朝鮮人0、中国人23)、昭和12年、虎尾郡150,892人(日本人3,762、台湾人146,558、朝鮮人40、中国人532)、海口庄26,062人(日本人94、台湾人25,953、朝鮮人0、中国人15)、昭和13年、虎尾郡156,016人(日本人3,984、台湾人151,482、朝鮮人38、中国人512)、海口庄27,296人(日本人92、台湾人27,186、朝鮮人0、中国人18)(4)。即ち、海口庄では昭和9年から12年にかけて人口が21,605人から22,296人と5,691人増加したが、日本人が100人前後、中国人が20人前後で、ほとんどが台湾人であった。

第1表より生産(戸税生産賦課標準)を見てみると、昭和10年虎尾郡は納税額合計7,335,580円で、農業が4,331,675円(全体の59%)、商工業が1,054,446円(14%)、畜産325,759円(4%)、水産が20,770円(0.3%)、その他1,602,930円(22%)である(5)。その他とは「勤労」者が多くを占めているものと思われる(6)。海口庄は納税総額725,730円、農業377,638円(52%)、商工業69,445円(10%)、畜産113,629円(16%)、水産14,797円(2%)、その他150,221円(21%)である。海口庄は農業と畜産、水産の占める割合が虎尾郡の中でも大きい、1戸あたりの平均納税額が虎尾郡の平均355.91円に比べ、216.25

円と低く(7)、虎尾郡内一の低さであった(8)。昭和 12～14 年を見ると虎尾郡は農業が 64～72%で毎年徐々に率が低くなり、商工業は 11～12%、畜産が 2～3%、水産が 0.1%、その他が 15～21%と毎年率が上昇していた。これに対して海口庄は農業が 79～82%とこれも毎年率が減少し、商工業が 5～7%と毎年率が上昇し、畜産が 3%、水産が 0.5～1%、その他が 7～10%と毎年率が上昇していた。このように虎尾郡も海口庄も農業の率が減少し、商工業、その他の率が上昇していたが、1戸当の納税平均額が海口庄は虎尾郡内で一番低かった。しかし、海口庄と虎尾郡平均を見ると昭和 10 年から 14 年にかけて虎尾郡は 2 倍の上昇であるのに対し、海口庄の合計は 2.5 倍になり、徐々にその差が詰まってきた。ただ、虎尾郡と海口庄の納税平均の差は虎尾郡が商工業、その他の率が海口庄に比べて高いことが原因であった。まさしく海口庄は農村地帯であったこと、そしてこの海口庄における 5 年間の経済発展は商業が 2 倍化し、発展したものの、農業が 3.8 倍加したこと、後に述べるように米作の発展が原因であったことがわかる(9)。

また、昭和 9、11、12、13 年(1934、36、37、38)における農業戸口の自作、自作兼小作、小作の率を見ると虎尾郡では自作が 34～35%、自作兼小作が 37～39%、小作が 26～29%で、自作が漸増、小作が漸減傾向にあった。これに対して海口庄は自作が 56～57%、自作兼小作が 36～37%、小作が 7%であり、自作が漸増、他は現状維持状態で、自作の率が高く、小作の率が低いという特徴を持っていた(10)。

従って、海口庄は農業・畜産中心で、自作農中心の部落であり、他庄に比べ、納税額が最も低い貧乏村落であった。その原因は他庄では商工業者、その他の勤労者、地主の率が高かったためであると考えられる。

土地面積について第 2 表の昭和 10、12、13、14 年の統計を見てみよう。有租地と無租地に分類され、これは納税対象になる有租地と納税対象にならない無租地と考えられるが、虎尾郡全体を見ると、有租地 84～89%、無租地 11～16%であり、産業に主として係わるものは有租地である。虎尾郡の有租地は昭和 10 年から 14 年まで 33,675.91 甲から 36,361.95 甲と 2700 甲弱(7%弱)の増加が見られる。田、畑、養魚池、建物敷地、山林、雑種地の比率は昭和 10 年の統計は他と比べて特殊であるが、田 61%、畑 34%、養魚池 0.4%、建物敷地 4%で昭和 12～14 年は田 78～79%、畑 15～18%、養魚池 0.4%、建物敷地 4%、山林 0.2～0.3%、雑種地 0.4%であり、昭和 10 年は畑の比率が高い。海口庄の統計を見ると昭和 10 年～14 年まで有租地は 6,258.81 甲より 7,033.83 甲へ 775 甲強(11%)増加し、虎尾郡全体の増加率より少し高い。有租地内の土地比率を見るとこれも昭和 10 年が特殊で、田 1%、畑 91%、養魚池 1%、建物敷地 3%、他の時期は田 76%、畑 19%、養魚池 0.7～0.8%、建物敷地 3%、山林 0.4%、雑種地 0.4～0.6%であり、虎尾郡全体と比べると田の率が低く、畑の率が高い。昭和 10 年の田の率が極めて低く、畑の率が高いのは甘蔗作を中心に行っていたためかと考えられるが詳細は不明である(11)。

水利組合は昭和 9 年時に嘉南大圳水利組合と虎尾水利組合があり(12)、嘉南大圳は昭和 5 年より通水開始であるから(13)、それ以前は虎尾水利組合だけの給水であったと考えられ

る。海口庄は昭和5年以降、常に嘉南大圳組合の三年輪作区域に入っていた(14)。

第3表より田畑面積を生産額(円)で見ると、昭和9年、虎尾郡は合計35,105.14円、田は21,784.50円(全体の62%、その内、両期作8,285.29円<24%>)、単期作の第一期作0円、第二期作13,499.21円<38%>)、畑13,320.86円<38%>)で、海口庄は合計6,966.14円、田145.44円<2%>(内、両期作145.44円<2%>)、畑6,820.70円<98%>)。昭和11年、虎尾郡は合計36,986.64円、田29,166.87円<79%>(両期作8,531.61円<23%>)、単期作のうち第一期作587.6円<2%>)、第二期作20,037.56円<54%>)、畑7,819.77円<21%>)、海口庄は合計7,461.39円、田5,388.14円<72%>(両期作256.21円<3%>)、単期作のうち第二期作5,131.93円<69%>)、畑2,073.25円<28%>)。昭和12年、虎尾郡は合計36,388.07円、田29,385.53円<81%>(両期作7,664.56円<21%>)、単期作のうち第一期作607.6円<2%>)、第二期作21,113.37円<58%>)、畑7,002.54円<19%>)、海口庄は合計7,129.38円、田5,435.41円<76%>(両期作60.08円<1%>)、単期作のうち第二期作5,375.33円<75%>)、畑1,693.97円<24%>)、昭和13年、虎尾郡は合計35,097.16円、田28,928.61円<82%>(両期作7,599.50円<21%>)、単期作のうち第一期作365.05円<1%>)、第二期作20,964.61円<60%>)、畑6,168.55円<18%>)、海口庄は合計6,967.34円、田5,401.61円<78%>(単期作のうち第一期作35.6円<1%>)、第二期作5,366.01円<77%>)、畑1,565.73円<22%>)である(15)。

虎尾郡全体を見ると、昭和10年の統計は他と異なるので除き、昭和11~13年の統計を見ると田畑面積は田が80%前後、畑が20%前後で、田のうち両期作が20%、単期作中第一期作が1~2%、第二期作が54~60%である。同じく、海口庄の同時期を見ると、田が72~78%、畑が22~28%、田のうち、両期作が1~3%、単期作のうち第一期作がほとんど0%、第二期作が69~77%である。両者傾向は似ているが、海口庄は比較的、畑の率が高く、田のうち第二期作の率が高い。また、昭和10年の海口庄の畑の率は98%を占めているのはやはり甘蔗作を行っていたためかと考えられる。

II 沿革

(1) 有限責任海口厝信用組合の創設

海口庄は旧来、海口泊地として知られ、明治44年(1911)に築港問題で話題にのぼった。大正9年(1920)の地方制度改革前は嘉義庁海豊堡海口厝と呼ばれ(16)、同年以降は台南州虎尾郡海口庄と行政区画、庄名が変更した。陸路の交通が不便であったが、水路では淡水、鹿港、布袋、澎湖島等との交通が頻繁で、地方物産、日用品の搬入など商業が発達していた。しかし、海岸は「寒村僻地」と言われ、「我カ海口ハ沿岸諸村落中ニ存在セル唯一ノ田舎町」であった。本地方民は「由來貧困ニシテ而モ地元ニハ何等金融機關ノ存在ナク」、時勢の進展にともない各種事業を企図するに要する資金は「頼母子講ニ依ルカ若クハ個人ヨリ高利資金ノ融通ヲ受クル外途ナク、銀行トノ取引ハ貧困ナル地方民トシテハ思ヒモ依ラザル所ナリキ」といわれた(17)。この現状を打開し将来の発展をはかるために、林志仁

ほか有志が相謀って産業組合法による共存同栄を目的とする信用組合を組織するために共鳴者を募り、大正5年(1916)5月に有限責任海口厝信用組合の成立に向けて準備が進められた(18)。林志仁等有志は発起人となり、組合員の加入募集に努力し、また、関係当局の指導援助を仰ぎ設立趣意書、定款を作成し、大正5年(1916)11月15日に設立許可申請書を提出し、大正6年(1917)2月17日附指令第1338号をもって設立が許可された(19)。

組合設立当時の関係者は第4表の通りである。林志仁など設立発起人が6名、賛成者が林鳥缺など15名、設立者が林志仁など103名、設立当時の役員は理事4名、監事3名、評定委員5名であった。

大正6年2月17日に設立の許可がなされ、3月6日に第一回出資金払込を済ませ、3月13日に斗六登記所に設立登記をなし、3月29日に創立総会を開催し、事業開始の日取、貸付金及び貯金の利率、貸付金額借入金額の最高限度を議決し、4月1日より業務を開始した。即ち、「本組合ハ海口唯一ノ金融機關」として出発した(20)。

(2) 組合区域の変遷

組合区域は当初、嘉義庁海豊堡崙仔頂区(後の海口庄)だけであったが、南隣の尖山堡下崙区(後の北港郡四湖庄)は交通物資の交換盛んで経済上密接な関係にあり、「産業組合ノ利益ヲ認識サラレ加入ヲ熱望」したために、大正8年(1919)4月22日に臨時総会を開催し、下崙区を区域内に編入した(21)。

大正9年(1920)の地方制度改正と地名の変更に伴い、本組合は台南州虎尾郡海口庄と北港郡四湖庄の両庄にまたがり、海口庄は海口、崙仔頂、普令厝、新興、蚊港、五条港、十張犁、牛厝、丘厝、溪頂、五塊寮、山寮、四湖庄は林厝寮、飛沙、三条崙等の大字に改められた(22)。

大正13年(1924)に当局の一庄一組合主義に従い、区域を海口庄一円と四湖庄内の林厝寮、飛沙、三条崙に変更した。しかし、大正15年(1926)1月、四湖庄の分離脱退により、本組合の区域は海口庄一円に変更した。(23)

(3) 出資金の変遷

出資金は設立当時、一口30円、持分均一主義であったために、その後に加しようとする者は出資金以外に当時の持分に相当する金額の加入金を徴取された。しかし、当地方は比較的貧困であり新たに加入しようとする者にとっては負担が重過ぎるために、組合の加入に困難を感じるものが少なくなかった。大正12年(1923)1月28日の通常総代会において一口の出資金額を10円に変更し、同時に従来持分均一主義を持分不均一主義に変更し、加入金増口金徴取の廃止を可決した。「其ノ結果今マデ主ニ商賣人ガ加入セラレシ本組合モ爾來多數農民ノ加入ヲ得」て、ますます農家経済の発展に資し、組合本来の使命を発揮することができたといわれる(24)。

(4) 総代会の設置

本組合は設立当初は112名の組合員であり(第5表参照)、総会が最高の議決機関であった。しかし、「産業組合精神ノ普及、組合員ノ援助等ニ依リ業績益々向上シ、押シモ押サレ

ヌ本地方唯一ノ金融機關トシテ認メラレ」、年々加入者が増加し、大正 12 年（1923）に出資一口金額減少、加入増口金の廃止等により加入が容易となり、一躍 230 名の新加入者を得、総組合員数が 500 名を突破した。従って、総会招集の煩雑を避けるために産業組合法に基づき総代会制を採用することとなり、大正 13 年（1924）1 月 20 日の総会で定款を決議し、同年 4 月 5 日認可され、総代会制となった(25)。

（5）勤儉貯蓄の宣伝と貯金の奨励

貧富は勤儉貯蓄の如何にかかり、ことに小産者においては勤儉力行しなければ財産の造成は絶対に不可能である。本地方は「至ッテ貧困ニシテ一般ハ概シテ質素勤勉ナルモ理財的知識乏シク蓄財ノ美風アルモ多クハ之ヲ死藏シ、中ニハ此ニ反シ奢侈ニ流ルル者少ナカラズ」、一般に産業組合に対する貯金の観念が薄く、従って「本組合ハ貯金額至ッテ少ナキ爲常ニ事業資金ノ困難ニ遭遇セリ」(26)と言われた。本組合は機会あるごとに組合精神と勤儉貯蓄観念の普及に付き、ポスターの配付、講話等により極力理財的知識の涵養につとめた。一方、貯金の増加をはかるために昭和元年度（1926）より金 300 円、昭和 2 年度（1927）より毎年金 500 円を貯金奨励金として支出し、「抽籤ノ方法」により極力貯金奨励を行い、年々、成績の向上を示したといわれる(27)。抽籤による貯金奨励の具体的内容は不明であるが、貯金者より抽籤で奨励金を付与したものと考えられる。尚、組合の貯金額の推移については第 5 表を参照されたい。

（6）持分配当より出資配当への変更

本組合は当初、持分配当をなしてきたが、大正 15 年（1926）の産業組合法改正により共存同栄の主旨に基づき出資額による配当に変更するという当局の方針に従って、昭和 2 年（1927）8 月 24 日の臨時総代会においてその変更を決議し、9 月 15 日に認可された。(28)

（7）御大典記念事業と事務所の建設

本組合の事務所は設立当初、海口 146 番地林猪の住家の 2 階を借用していたが、業務の進展に伴い事務煩雑を極め、事務所の狭隘を感じたために、大正 13 年（1924）1 月より事務所を海口 151 番地趙過房の住家に移転した。しかし、組合員の増加、事業の隆昌により同所も不便を来し、昭和 3 年（1928）「今上天皇（昭和天皇）御即位ノ御大禮」を記念し、総工費 5,000 余円を投じ、海口 617 番地の「現在」の事務所を建築し、同所に移転した(29)。

（8）信用組合より信用購買販売利用組合への事業拡張

本組合は元来、信用単営組合として設立し、専ら資金の融通、貯金のみを扱ってきたが、年々、農村組合員の増加と時勢の要求にともない、他の組合事業を兼営し、産業組合の全能力を発揮し、農村に対する産業経済の発展に資することが緊要となり、昭和 5 年（1930）1 月 20 日の通常総代会において購買事業の兼営を決議し、次いで昭和 9 年（1934）1 月 19 日の総代会においてさらに販売利用事業の兼営を行うことを議決した。「斯クシテ本組合ハ單営組合ヨリ四種事業ノ兼営組合トナリ、今ヤ農村産業経済ノ中樞機關トシテ益々其ノ機能ヲ發揮シツヽアル」(30)といわれた。

（9）第二事務所の設置

東勢厩は昭和 2 年 (1927) に町を建設して以来、日ごとに隆盛に赴き、同地方の中心地として商況繁栄を見せた。一方、本組合に加入する組合員も増加し、組合を利用するものが日々多くなり、同地に第二事務所を設置し、此处を中心として付近組合員の利用に便ならしめ、傍ら業務の進展を図ることが要望されていた。昭和 9 年 (1934) 1 月 19 日の通常総代会において以上の設置の議が可決され、直ちに認可申請したところ、同年 5 月 28 日付けで認可され、昭和 10 年 (1935) 5 月 5 日に開設された。(31)

(10) 組織変更と存立期間の延長

本組合は有限責任として出発したが、産業組合規則の改正により従来農村における有限責任組合は昭和 12 年 (1937) 9 月までに全部保証責任組織に変更しなければならなくなった。且つ、本組合は大正 6 年 (1917) 設立以来昭和 11 年 (1936) 末で満 20 周年となり、定款の規定によって二十カ年存立期限満了により解散するか、更に延長継続するかの岐路にたつた。そこで昭和 11 年 (1936) の定期総代会において組織変更の議が提案されると、存立期間満了を理由にこの機会にむしろ解散して後さらに新設すべきであるとの意見、折角今まで順調に発達してきた本組合を解散して更に新設するのは無意味であり延長存立すべきであるとの意見がでて甲論乙駁となった。結局、存立問題は後日に譲り、保証責任への組織変更の原案が可決された。役員が存立問題について委細を当局に陳情しその方針を伺うと、当局は解散して再組織することは許可困難であると指示した。そこで昭和 11 年 9 月に臨時総代会を招集し、一般総代に委細説明をしたところ、その結果存立期間を無限に延長することを満場一致で可決された。これにより「本組合存立基礎愈々堅實トナリテ益々本来ノ使命ニ向ヒ勇往邁進シ農村經濟ノ更生ニ貢献シツヽアル」(32) といわれた。

この有限責任組合と保証責任組合の意味であるが、有限責任組合は組合員の出資金(出資契約金)の限度でのみ責任を負担するが、それ以上は責任を負わないという組合であり、保証責任組合は産業組合法では「組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於イテ、組合員ノ全員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス」と規定されており、無限責任組合と有限責任組合の折衷的存在である。有限責任のほか、尚一定の額を保証するという点では有限の無限化的形態であり、一定の保証とは条件付きという点で無限の有限化的形態のものであると説明されている(33)。

(11) 二十周年記念事業計画

昭和 12 年 (1937) 4 月 1 日は本組合開業二十周年に相当することからその祝意を表し且つ永くこれを記念するために以下の行事が計画された。

- 一、記念式挙行：当組合において挙行する。
- 二、記念品贈呈：組合員及び来賓一同に茶器一組を贈呈する。
- 三、祝賀会：総代及び来会者全員を招待し宴会を催す。
- 四、記念事業
 - イ、奨学金、組合員大募集
 - ロ、警報兼報時用モータサイレン設置

ハ、創立二十周年記念誌編纂(34)

以上のうちで記録として残っているのは四のハ、創立二十周年記念誌であり、本論で中心に紹介している内容のものである。

Ⅲ 経営内容

(1) 組合員数

第5表より組合員数の変遷を見てみよう。海口厝信用組合が創設された大正6年(1917)は112名であったが、それを100とすると、出資金1口が30円から10円に減少した大正12年(1923)に525名(468)と4.5倍に増加した。信用事業に購買事業が加わった昭和5年(1930)に1,051名(938)となり、昭和9年(1934)に販売・利用業務が加わり、昭和10年(1935)に1,594名(1423)、昭和14年(1939)に2,169名(1936)、昭和15年(1940)に3,094名(2762)となり、創設時の27倍強となった。信用組合は戸主加入原則であり、1家族7.4名と考えると(35)、22,895名の人々が信用組合と関係していることになり、昭和13年(1937)時の海口厝の人口27,296人と比べると、台湾人人口84%前後の人々が組合と関係を持っていたことになる。

(2) 運転資金

第5表より運転資金を検討しよう。運転資金総計は払込済出資金、準備金、積立金、借入金、貯金の合計である。借入金のデータが欠けている年度は検討できないので、借入金のデータが入っている統計から運転資金総計を考えてみると。運転資金総計は大正7年(1918)14,284円(100)、大正12年(1923)51,716円(362)、大正14年(1925)85,204円(596)、昭和元年(1926)60,694円(425)、昭和2年(1927)80,390円(563)、昭和7年(1932)163,092円(1142)、昭和10年(1935)259,582円(1817)、昭和13年(1938)274,943円(1925)、昭和15年(1940)395,139円(2766)となっている。即ち、運転資金総計は大正12年に大正7年より3.6倍になり、大正14年に6倍弱と順調に増加していた。しかし、昭和元年に4倍強と一時減少した。翌昭和2年から5.6倍と復活し、その後は順調に増加し、昭和7年に11倍強、昭和10年に18倍強、昭和15年に27倍と増加した。特に注目したいのは運転資金総計の中に占める払込済出資金、準備金、積立金、借入金、貯金の比率の推移である。大正7年(1918)は払込済出資金8,808円(62%)、準備金187円(1%)、積立金174円(1%)、借入金4,000円(28%)、貯金1,115円(8%)で、運転資金総計は14,282円(100%)、大正12年は払込済出資金20,200円(39%)、準備金8,289円(16%)、積立金7,416円(14%)、借入金4,891円(9%)、貯金10,920円(21%)で、運転資金総計は51,716円(100%)であり、この時期まで払込済出資金の率が一番高かった。大正13年より貯金の占める割合が払込済出資金より上回り、大正14年には払込済出資金22,070円(26%)、準備金11,515円(14%)、積立金12,018円(14%)、借入金2,419円(3%)、貯金37,182円(44%)で、運転資金総計は85,204円(100%)となった。昭和元年は運転資金総計が減少した時期であるが、払込済出資金が17,610円(29%)、準備金が9,981円

(16%)、積立金が10,911円(18%)、借入金が7,159円(12%)、貯金が15,033円(25%)、運転資金総計が60,694円(100%)となった。前年より運転資金総計が24,510円減少したが、貯金の減少額が22,149円で減少額総計の90%を占め、貯金の減少が運転資金総計の減少につながっていた。また、運転資金総計の中で率が一番高いものはまた払込済出資金に戻り、貯金が2位となった。昭和2年には運転資金総計は回復し、払込済出資金18,770円(23%)、準備金11,977円(15%)、積立金14,010円(17%)、借入金6,882円(9%)、貯金28,751円(36%)で、運転資金総計は80,390円(100%)となり、再び貯金が占める率が一番高くなった。昭和2年以後は貯金の比率が益々高くなり、払込済出資金の率の低下、借入金の率の低下、準備金、積立金の率の横ばいという傾向が続くのであった。昭和10年には払込済出資金が33,360円(13%)、準備金28,890円(11%)、積立金38,600円(15%)、借入金32,321円(12%)、貯金126,411円(49%)、運転資金総計259,582円(100%)となり、貯金がほぼ50%を占めるようになった。昭和15年には払込済出資金43,343円(11%)、準備金40,120円(10%)、積立金47,610円(12%)、借入金20,000円(5%)、貯金244,066円(62%)、運転資金総計395,139円(100%)となった。貯金の占める率が60%を超えた。この傾向は終戦まで続いたと考えられる(36)。

海口厩組合の特徴は創立当初は払込済出資金を中心に運転資金としていたが、徐々に準備金、積立金、借入金、貯金の資金を充実させ運転資金を拡大した。大正14年まで順調に運転資金が拡大したが、昭和元年に貯金の減少が中心的要因となって、運転資金が減少した。この貯金の減少の詳細は不明であるが、昭和の金融恐慌の先触れ現象かも知れない。昭和2年以後は順調に資金が充実し、特に貯金の占める率が上昇し、昭和10年にはほぼ50%を占め、それ以後は拡大する一方であった。これは、勤儉貯蓄を勧める産業組合運動の成果である。

(3) 事業内容—信用(貸付)・購買・販売・利用—

前述したように、海口厩組合は大正6年(1917)に信用事業から出発し、昭和5年(1930)に購買事業の開始を決定し、次いで昭和9年(1934)からさらに販売利用事業の兼営を行った。第5表から「事業の分量」を検討しよう。

信用・販売・購買・利用の推移を見てみると、信用(貸付)事業は大正6年～昭和7年まで統計上は事業内容の100%を占めていた。昭和8年には信用が92%、購買が8%、昭和9年には信用が84%、購買が16%、昭和10年には信用が78%、購買が22%、昭和11年には信用が76%、購買が24%、昭和13年には信用が73%、購買が27%、昭和14年には信用が47%、購買が53%、利用が若干と信用と購買の地位が逆転した。昭和15年には信用が55%、販売が17%、購買が28%、利用が若干であり、販売事業が加わってきた。

信用の貸付事業については前述したように大正6年(1917)3月29日の創立総会で貸付金額借入金額の最高限度が決定し、同年4月1日より業務を開始した。貸付限度額は第6表にあるように大正6年200円、大正7～12年までは500円、大正13年～昭和7年(1924～32)までは1,000円、昭和8、9年(1933、34)は2,000円、昭和10年(1935)は7,000

円、昭和 11 年 (1936) は 8,000 円で(37)、昭和 12 年～20 年 (1937～45) までの統計は手許にはないので不明である。また、大正 6 年から昭和 5 年までは有担保貸付であったが、昭和 6 年から 11 年は無担保貸付と併用された。昭和 11 年時期には有担保貸付と無担保貸付の比率は 68 : 32 で、無担保は有担保の半数近くに達していた。

購買事業については、昭和 5 年 (1930) に開始が決定されたが、その経緯を見てみよう。海口厩 (海口庄) 地域は「純然タル農村」であり、農家副業として養豚が非常に盛んである。従って、養豚に要する飼料である豆糟及び稲作用肥料が組合員にとって最も主要な購買品であり、従来は専ら商人より買入れていたが、一般組合員には資金難のため高利で掛買い、殊に肥料に対する「智識淺薄」なために「商人ニ其ノ利益ヲ思フ儘ニ壟斷」されていた。当組合は農民がはなはだ高価な肥料を購買し、経済上受けている損失が大きく、延いては地方産業に少なくない阻害があることに鑑み、合理化を期するために、前述のように昭和 5 年より購買事業の開始を決定した。しかし、当初は「一般組合員ガ尙理解ニ乏シキ爲、昭和八年度ニ於テ始メテ本事業ヲ開始シタルモ、當時ハ利用者少ク」、同年度の購買高はわずかに 15,000 余円に過ぎなかった。その後、組合は事業主旨の宣伝につとめるとともに、「購買肥料ガ品質良好ニシテ且普通市價ヨリ安價ナリシ事實ヲ認識セラレタル結果」、昭和 9 年度には購買高 30,000 余円、昭和 10 年度には 60,000 余円、昭和 11 年度には 75,000 余円となり、一般農業組合員の産業経済に貢献するところが大きかったと言われる(38)。第 5 表と比べる昭和 11 年度において少し数値の相違が見られるが、本文で述べられている内容に変更を迫るものではない。第 5 表によると購買事業は昭和 13 年度に 86,639 円 (事業内容の 27%)、14 年度に 242,255 円 (同 53%)、15 年度に 145,059 円 (28%) と増加傾向にあった。海口厩地域は農業、畜産、特に養豚業が盛んであり、その肥料、飼料購買に組合が大きな貢献をしていたことが理解できよう。

販売事業に関しては農業倉庫と関連していた。海口厩地方は純然たる農村であり、「全住民中農業者ガ約九割ヲ占メ、耕地面積ハ約七千甲」、主要農産物は甘蔗、落花生、甘藷であり、米作は従前ほとんどできなかつたが、「井戸水及河水ノ利用及嘉南大圳ノ完成ト當局ノ指導奨励トニヨリ今 (昭和 12 年当時：松田註) ヤ米作ハ最モ主ナル農産物トナリ他ノ産物ヲ凌駕シツヽアリ」と言われた(39)。農民の主食料は甘藷であり、米の自家消費は極めて少なく、各自の産米はほとんど売りに出され、資金に換えられたが、この販売に関しては「何等統制機關ナキタメ收穫後米價最低期ニ於テモ顧慮スル邊ナク、一般農民ハ概シテ貧困ナル小産者ニ付、不利ト知リツヽモ已ムヲ得ズ安價ニテ之ヲ商賣人ノ手ニ渡サザルベカラザル状態」であった。これは農村振興上甚だ寒心に堪えざるものであり、当組合は農民救済のために農業倉庫法に基づき(40)、倉庫を建設経営するために総代会の決議を経て総工費 8,000 余円で昭和 10 年 2 月に着工、同年 8 月に竣工し、11 月より営業を開始した(41)。斯くして一般農民の米穀寄託に応じ、金融の便を計り、一方、販売調製については「目下鋭意研究中」であると言われた。ただ、昭和 12 年当時はまだ組合員に本事業に対する理解が乏しいと言われていた(42)。しかし、第 5 表によると昭和 15 年に販売高は 88,164 円で

事業内容の 17%を占めており、以後の統計がないのは残念であるが、農業倉庫を通じて販売事業が拡大したと考えられる。

利用事業についての詳細は不明であり、第 5 表からも明らかなように昭和 14、15 年に少し数値が出ているが微々たるものであった。

(4) 家庭副業奨励と役場との連絡

本地方の婦女子は農繁期を除いては「殆ど安閑トシテ無爲ニ暮シ何等爲スベキ仕事ナク」、これらの婦女子に副業を与え、多少の収益を得て各自の生活の向上に資することは地方開発の一助と考えられていた。当組合は海口庄当局と研究の結果、帽子編を最も適当な副業と認め、昭和 4 年度 (1929) 以降、剰余金より 1,350 円を副業奨励費として支出し、庄当局に寄付した。海口庄役場は昭和 5 年 (1930) より帽子編講習会を数回開催し、多数の婦女子を集め教習させ、良好な成績を収めた。しかし、不幸にして昭和 6 年 (1931) 以来、帽子業界の不況に遭い、賃金の不引き合いにより副業が一頓挫したと言われている (43)。結果的には不成功であったと言え、婦女子のための農村副業として帽子編業を奨励し、その技術を伝授したことは当組合の産業育成政策の一つの現れとして確認しておくべきであろう。

(5) 奨学金貸付制度

「教育ハ國家興隆ノ根蒂」であり、国家の発展は国民の経済力の強大を意味し、この経済能力の養成は一に「教育ノ力」に待たなければならない。しかし、教育には少なくない費用を要し、殊に中等以上の教育には一層多額の資金を要する。優秀でありながら貧困であるが故に中等以上の教育を受けることができないのは「獨り本人ノ不幸ナルノミナラズ亦國家社會ノ損失」である。従って、本組合は特に貧困組合員の優秀な子弟で中等以上の学校へ入学するものに無利息で学資金を貸与する案が昭和 9 年 (1934) 11 月 17 日の臨時総代会で決議され、爾来、学資金は毎年度剰余金より資金を捻出積み立てられた (44)。奨学金積立金は昭和 10 年 570 円、11 年 898 円であった (45)。本規程の運用については公平に人物を「詮衡」し、有為人物を養成し地方開発に資せんとされた。昭和 12 年時、学資金貸与者は台中商業学校 1 名であった。 (46)

(6) 学校との連絡と衛生費及び奨学品寄付

海口庄は海岸部であるため強烈な季節風によりトラホーム患者が多く、全庄民の 98%が同患者であると言われる。従って、失明者も夥しく地方衛生上寒心に耐えない常態であった。当組合は将来地方の中堅人物たるべき学校児童をこのトラホームから免れさせるために昭和 7 年度 (1932) より、必要経費を海口、東勢厝、崙子頂の各学校に寄付し、極力トラホーム治療に努めた。一方、児童の向学心を鼓舞するために毎年度修了式に際し優等生に組合賞授与した。その結果「頗ル佳良ナ成績ヲ収メタリ」と言われる (47)。

おわりに

海口庄は台南州虎尾郡内の農村であり、甘蔗、落花生、甘藷、米の生産、養豚が行われ

ていた。自作農の率が高く、小作農の率が低いが、商人、勤労者（サラリーマン）が少なく、虎尾郡内で一番の貧乏部落であった。当地方は近代的金融組織がなかったために大正6年（1917）に有限責任海口厩信用組合ができた。昭和5年（1930）より購買事業の開始が決定され、同9年（1934）より販売利用事業が開始、信用購買販売利用の4種兼営組合となった。昭和11年（1936）に有限責任から保証責任組合、そして永久的継続組合に変更した。出資金1口は当初30円で持分均一主義あったが、貧乏村落故に組合員の拡大が進捗せず、大正12年（1923）に1口10円とし、また加入増口金の廃止、持分不均一主義に変更したために、当初、商人中心の組合員構成が農民中心の組合員構成に変化し、組合員も順調に増加した。昭和15年（1940）には海口庄の84%の人々が産業組合と関係をもつ組織となった。運転資金は大正6年から12年（1917～23）までは出資払込済資金が中心であったが、組合員の拡大により準備金、積立金、貯金が順調に増加し、特に大正13年（1924）よりは貯金の運転資金内に占める率が第一位となった。昭和元年（1926）に一時経済不況により貯金額の減少、運転資金の減少があったが、翌2年（1927）に回復し、同10年（1935）には貯金が運転資金のほぼ50%を占め、同15年（1940）には60%を超えた。これは組合の勤儉貯蓄奨励策の成果であり、農村の経済発展を示すものと言えよう。事業の分量は大正6年から昭和7年（1917～32）までは信用部門の貸付が100%を占めていたが、昭和8年（1933）より飼料・肥料の購買事業が始まり、また、販売事業として昭和10年に農業倉庫が完成し、米の共同販売、加工調整が始まり、順調に4種事業が拡大した。

組合は金融・産業奨励事業だけでなく、農村婦女子に対する帽子編副業奨励費の庄当局への寄付、貧困組合員家庭の中等学校進学者への奨学金貸与、公学校優等生への組合賞の授与、トラホーム治療費の学校への寄付など文化・衛生事業も行った。

まさに海口厩信用購買販売利用組合は農村金融、農業生産、農作物・飼料・肥料流通の近代化、農村経済・文化発展の原動力であった。

註

- (1) 『創立二十周年記念 保証責任海口厩信用購買販売利用組合誌』保証責任海口厩信用購買販売利用組合、昭和12年4月、巻頭辞、以下、『海口厩組合誌』と略称する。
- (2) 『虎尾郡要覧』昭和10年版、虎尾郡役所、昭和10年9月、1～2頁。
- (3) 『海口厩組合誌』1頁、「1 沿革 (1) 組合設立ノ動機」。
- (4) 『虎尾郡要覧』昭和10年版、12年版、13年版、14年版、各「戸口」、虎尾郡役所、昭和10年9月、12年8月、13年11月、14年9月。
- (5) 註(4)と同書、各「生産（戸税生産賦課標準）」「戸税資力調査生産ノ部」。
- (6) 『虎尾郡要覧』昭和14年版、「戸税資力調査生産ノ部」。
- (7) 『虎尾郡要覧』昭和10年版、「生産（戸税生産賦課標準）」。
- (8) 註(7)に同じ。
- (9) 註(5)に同じ。

- (10) 註(4)と同書各「農業戸口」。
- (11) 註(4)と同書、各「土地面積」の条。
- (12) 『虎尾郡要覧』昭和10年版、5～6頁。
- (13) 松田吉郎「嘉南大圳事業をめぐって—中島力男さんからの聞き取り資料をもとに—」(『兵庫教育大学研究紀要』第18巻第2分冊、1998年2月)。
- (14) 註(4)と同書、各「埤圳及水利組合」の条。
- (15) 註(4)と同書、各「田畑面積」の条。
- (16) 『海口厝組合誌』1頁。
- (17) 『海口厝組合誌』1～2頁。
- (18) 『海口厝組合誌』2頁。
- (19) 『海口厝組合誌』2～3頁。
- (20) 『海口厝組合誌』3～4頁。
- (21) 『海口厝組合誌』4頁。
- (22) 『海口厝組合誌』4頁。
- (23) 『海口厝組合誌』4～5頁。
- (24) 『海口厝組合誌』5頁。
- (25) 『海口厝組合誌』6頁。
- (26) 『海口厝組合誌』6～7頁。
- (27) 『海口厝組合誌』7頁。
- (28) 『海口厝組合誌』7頁。
- (29) 『海口厝組合誌』8頁。
- (30) 『海口厝組合誌』8～9頁。
- (31) 『海口厝組合誌』12頁。
- (32) 『海口厝組合誌』15～16頁。
- (33) 奈良正路『産業組合法の新研究』東京、春陽堂、昭和6年1月、111、117、118頁。
- (34) 『海口厝記念誌』16～17頁。
- (35) 註(4)と同史料。
- (36) 松田吉郎「台湾の産業組合について」(『台湾史研究』第14号、1997年11月)。
- (37) 『海口厝組合誌』22、23頁所載の「貸付金及貸付金利率一覧」。
- (38) 『海口厝組合誌』10、11頁。
- (39) 『海口厝組合誌』12、13頁。
- (40) ここで言う農業倉庫法とは大正6年(1917)成立、同15年(1926)改正の「農業倉庫業法」及び大正12年(1923)成立、昭和8年(1933)改正の「農業倉庫業法施行規則」(『改訂増補 台湾六法』台湾日日新報社、昭和9年(1934)、1999年に緑蔭書房より復刻)を指すものと考えられる。
- (41) 註(39)に同じ。

- (42) 註 (39) に同じ。
- (43) 『海口厝組合誌』 9、10 頁。
- (44) 『海口厝組合誌』 14、15 頁。
- (45) 『海口厝組合誌』 21、22 頁所載の「各種積立金一覧」。
- (46) 註 (44) に同じ。
- (47) 『海口厝組合誌』 10 頁。
- (48) 表 5 は『台湾産業組合要覧』台湾総督府、大正 5, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 昭和元, 2, 4, 7, 8, 10, 13, 14, 15 年度版を中心にして、統計の欠けた分は『海口厝組合誌』より補充して作成した。

第1表 生産（戸税生産賦課標準）単位：円

年代	街庄別・ 区分	農業		S10 を 100	商工業		S10 を 100	畜産		S10 を 100	林産		S10 を 100	水産		S10 を 100	その他		S10 を 100	計		S10 を 100	平均1 戸当
			%			%			%			%			%			%			%		
S10	海口庄	377,638	52	100	69,445	10	100	113,629	16	100	0	0	14,797	2	150,221	21	100	725,730	100	100	216.3		
	虎尾郡	4,331,675	59	100	1,054,446	14	100	325,759	4	100	0	0	20,770	0	1,602,930	22	100	7,335,580	100	100	355.9		
S12	海口庄	1,405,658	84	372	84,963	5	122	50,008	3	44	0	0	9,935	1	115,711	7	77	1,666,279	100	229	478.1		
	虎尾郡	9,278,561	72	214	1,360,676	11	129	245,350	2	75	20	0	17,272	0.1	1,937,178	15	120	12,839,057	100	175	608.8		
S13	海口庄	1,417,688	82	375	106,868	6	153	60,024	3	52	0	0	7,841	0.5	126,113	7	83	1,718,534	100	236	486.7		
	虎尾郡	9,343,428	70	215	1,541,873	12	146	290,298	2	89	0	0	15,080	0.1	2,148,713	16	134	13,339,392	100	181	622.3		
S14	海口庄	1,438,008	79	380	135,636	7	195	53,594	3	47	0	0	10,121	0.6	185,270	10	123	1,822,629	100	251	515		
	虎尾郡	9,445,276	64	218	1,748,893	12	165	403,237	3	123	0	0	13,799	0.1	3,120,613	21	194	14,731,818	100	200	693		

(出典：『虎尾郡要覧』虎尾郡役所)

第2表 土地面積

年代	郡・街 庄	有租地（甲）												無租地（甲）			合計（甲）		
		田	%	畑	%	養魚池	%	建物敷地	%	山林	%	雑種地	%	計	%	官有		民有	計
S10	海口庄	57.19	1	5,694.96	91	54.25	1	182.38	3				6,258.81	100	924.73	849.35	1,774.08	8,032.89	
	虎尾郡	20,604.79	61	11,575.62	34	118.04	0.4	1,357.46	4				33,675.91	100	77.97	3,020.62	6,319.64	39,995.55	
S12	海口庄	5,396.13	76	1,334.21	19	52.3481	0.7	216.503	3	27.0288	0.4	29.3582	0.4	7,065.57	100	687.909	680.788	1,368.70	8,434.27
	虎尾郡	28,189.06	78	6,368.91	18	132.915	0.4	1,423.92	4	67.099	0.2	102.599	0.3	36,285.12	100	1,272.77	3,027.92	4,300.69	40,585.81
S13	海口庄	5,374.38	76	1,334.95	19	53.0832	0.8	217.705	3	27.8394	0.4	32.9092	0.6	7,040.86	100	698.316	704.874	1,403.19	8,444.05
	虎尾郡	28,847.92	79	5,582.32	15	145.745	0.4	1,576.76	4	93.8912	0.3	140.469	0.4	36,387.10	100	1,329.96	3,043.71	4,373.66	40,760.76
S14	海口庄	5,366.00	76	1,331.78	19	53.0474	0.8	218.139	3	27.6581	0.4	37.2023	0.5	7,033.83	100	709.273	711.801	1,321.07	8,454.91
	虎尾郡	28,852.26	79	5,595.63	15	145.646	0.4	1,530.93	4	93.6467	0.3	143.837	0.4	36,361.95	100	1,111.23	3,159.25	4,169.97	40,548.30

(出典：『虎尾郡概況』虎尾郡役所、昭和10・12年・13・14版)

第3表 田畑面積

年代	街庄 ・ 郡	田(円)						畑(円)	%	合計(円)	%		
		兩期作 (円)	%	単期作(円)								計(円)	%
				第1期作	%	第2期作	%						
S9	海口庄	145.44	2	0	0	0	0	145.44	2	6,820.70	98	6,966.14	100
	虎尾郡	8,285.29	24	0	0	13,499.21	38	21,784.50	62	13,320.86	38	35,105.36	100
S11	海口庄	256.21	3	0	0	5,131.93	69	5,388.14	72	2,073.25	28	7,461.39	100
	虎尾郡	8,531.61	23	597.6	2	20,037.56	54	29,166.87	79	7,819.77	21	36,986.64	100
S12	海口庄	60.08	1	0	0	5,375.33	75	5,435.41	76	1,693.97	24	7,129.38	100
	虎尾郡	7,664.56	21	607.6	2	21,113.37	58	29,385.53	81	7,002.54	19	36,388.07	100
S13	海口庄	0	0	35.6	1	5,366.01	77	5,401.61	78	1,565.73	22	6,967.34	100
	虎尾郡	7,599.50	21	365.05	1	20,964.06	60	28,928.61	82	6,168.55	18	35,097.16	100

(出典：『虎尾郡要覧』虎尾郡役所)

第4表 組合設立当時の関係者

役職名等		関係者名
設立発起人		林志仁、林猪、林沙、林題、丁規、林泉
賛成者		趙喊、林烏缺、李竹頭、林磨、丁成、吳獅、丁照、林查某、趙過房、林寶、吳強、丁極、林犇、林岑、林提
設立者		林志仁、外百三名
役員	理事	林志仁、丁規、林猪、林烏缺
	監事	林題、林泉、吳強
	評定委員	趙過房、李竹頭、吳獅、林寶、林永安

(『海口厝組合誌』3頁)

第6表 貸付金及貸付利率一覽

年度別	一組合員 最高限度 (円)	年度末現 在件数 (円)	年度末現在貸付金総額			貸付利率			
			有担保 (円)	無担保 (円)	計 (円)	有担保 (厘)	無担保 (厘)	肥料資金 (厘)	農業担保 (厘)
T6	200	40	5,630	—	5,630	—	6	—	—
T7	500	103	15,192	—	15,192	—	5.8	—	—
T8	500	206	34,360	—	34,360	—	4.5	—	—
T9	500	256	38,282	—	38,282	—	4.5	—	—
T10	500	346	41,139	—	41,139	—	5	—	—
T11	500	467	50,225	—	50,225	—	5	—	—
T12	500	506	57,400	—	57,400	—	4.5	—	—
T13	1,000	508	59,517	—	59,517	—	4.5	—	—
T14	1,000	567	74,941	—	74,941	—	4.5	—	—
T15	1,000	492	66,954	—	66,954	—	4.5	—	—
S2	1,000	625	81,293	—	81,293	—	4.5	—	—
S3	1,000	763	99,815	—	99,815	—	4.5	—	—
S4	1,000	842	202,615	—	202,615	—	4	—	—
S5	1,000	1,067	113,183	—	113,183	—	4	—	—
S6	1,000	1,261	119,718	15,641	135,359	3.3	3.8	—	—
S7	1,000	1,311	116,056	32,845	148,901	3.3	3.8	—	—
S8	2,000	1,554	129,583	41,683	171,265	3.2	3.8	3.2	—
S9	2,000	1,699	123,024	55,353	178,377	3.1	3.5	3.1	—
S10	7,000	1,952	167,567	64,420	231,987	3	3.3	3	1.8
S11	8,000	2,022	161,433	77,484	238,917	2.6	2.9	2.9	1.8

(『海口厝組合誌』22,23頁所載「貸付金利率一覽」)

